

## 佐世保市防犯アドバイザー登録・派遣制度実施要領

### (目的)

第1条 地域の安全安心のために市民自らが行う自主防犯活動が各地で広がりを見せており、「自らの安全は自らで守る」という自主防犯意識が高まっていることから、防犯に関する知識と豊富な経験を持つ人材を防犯アドバイザーとして登録し、各地域からの要請に応じ講師として派遣することで、防犯活動に必要な知識の普及を図るとともに、地域防犯活動の活発化に資することを目的とする。

### (防犯アドバイザー)

第2条 佐世保市防犯アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は次の要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 防犯まちづくり推進指導員、地域防犯リーダー
- (2) 防犯に関する資格を有している者
- (3) 防犯活動の専門家（警察OB等）
- (4) 防犯活動に3年以上従事し、市長が認める者

### (アドバイザーの登録)

第3条 アドバイザーとして登録を希望する者は、佐世保市防犯アドバイザー登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、市に提出するものとする。

2 登録申請書が提出された場合、市は本事業の実施において適当と思われる者をアドバイザーとして登録するものとする。

3 登録の有効期間は、登録された日から3年以内で市長が定める期間とする。ただし、再登録は妨げない。

4 アドバイザーに登録された者は、年に一度、警察又は市長が指定する者が行う防犯に関する講習を受け、資質向上に努めなければならない。

### (登録の取り消し)

第4条 市長は、登録したアドバイザーが、次のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。

- (1) アドバイザーとして、ふさわしくない行為があったとき。
- (2) 健康上の理由で、業務の遂行が困難と判断されたとき。
- (3) 次のいずれかに該当するとき。

イ 佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

であると認められるとき。

ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 暴力団又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（アドバイザー登録証の発行）

第4条の2 アドバイザーに対して佐世保市防犯アドバイザー登録証（別表1）（以下「登録証」という。）を発行する。

2 登録の有効期間は、アドバイザーが登録されている期間とする。

3 アドバイザーは、登録期間が満了したとき、又は登録を取り消されたときは、速やかに登録証を返還しなければならない。

4 アドバイザーが、第4条に定める事項に該当したときは、市はその登録を取り消すことができる。また登録を取り消されたときは、速やかに登録証を返還しなければならない。

（派遣対象団体）

第5条 アドバイザーの派遣を申請できる団体（自治会、防犯団体、学校、PTA、企業等）は、市内に在住、在勤又は在学する者で構成されており、防犯に関心を持つ団体、防犯活動をはじめようと考えている団体、防犯活動の充実を図りたい団体とする。

2 アドバイザーの派遣は、次の要件を満たすものとする。

（1）防犯に関する知識の習得を図るための講習会等の開催に伴うものであること。

（2）10名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。

（3）営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的でないこと。

（4）参加者から費用を徴する場合は、徴する費用が社会通念上適正と考えられるものであること。

（5）事業所が実施する場合は、社会貢献活動の一環として行うものであること。

(派遣の手続き)

第6条 アドバイザーの派遣を希望する団体（以下「申請団体」という。）は、派遣希望日の20日前までに佐世保市防犯アドバイザー派遣申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長はアドバイザー派遣の申込みがあった際には、その採否を決定し申請者に通知するものとする。

3 会場及び設備、機材等については申請団体が準備するものとする。

(変更等の報告)

第7条 申請団体は、開催日時、会場、その他申込事項に変更があったとき、又はやむを得ない理由により講習会等を中止するときは、速やかに佐世保市防犯アドバイザー派遣変更（中止）報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

(費用負担)

第8条 市は、アドバイザーに対する謝金を負担するものとし、1回につき3,500円とする。

2 派遣の際に使用する施設の使用料、備品使用料等が必要となる場合は申請団体において負担するものとする。

(実績報告)

第9条 アドバイザーは、終了後速やかに佐世保市防犯アドバイザー派遣実施報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(支払い)

第10条 市は、報告書を確認の上、速やかにアドバイザーに謝金を支払うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

この要領は、平成27年3月12日から施行する。

この要領は、平成29年8月14日から施行する。

別表 1

表面

No. _____	
<b>佐世保市防犯アドバイザー登録証</b>	
氏名	
(西暦 年 月 日生)	
発行日 平成 年 月 日	
有効期限 平成 年 月 日	
<b>佐世保市長</b>	

裏面

(注意事項)
1. この登録証は他人に貸与、又は譲渡してはならない。
2. この登録証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
3. 登録期間が満了したとき、又は登録を取り消されたときは、速やかにこの登録証を返還しなければならない。